

よくあるご質問

問1 事業の目的は何ですか。

答 県内に所在する障害福祉サービス施設（訪問系事業所）に対し、給付金を交付することにより、燃料費の高騰による施設等の経営への影響を緩和し、もって当該施設を利用する障害児者の生活環境を維持することを目的とします。

問2 給付金額は、なぜ1施設につき2万円と定額なのか。

答 事業の特性から、訪問先までの移動にかかる車の燃料費の高騰による影響が大きいと考えられることから、ガソリン価格について、値上がり前と現在の平均価格の差に対して1年間の影響額を算出し、1施設あたりの支援単価としました。

問3 当給付金は使用用途の決まりはあるか。受給後に別途、使用用途の報告を県にする必要はありますか。

答 給付金の用途の決まりはありません。また、受給後の実績報告等も必要ありません。

問4 給付金の交付を受けた場合は、利用者負担を増やしてはいけなんでしょうか。

答 給付金の交付を受ける要件ではありませんが、本事業の趣旨を御理解の上、御対応願います。

問5 この支援事業は、継続しますか。（第3回等がありますか。）

答 現時点では、予定していません。

問6 千葉市（政令市）に所在する施設ですが、対象になりますか。
また、船橋市や柏市（いずれも中核市）はどうですか。

答 本事業は、政令市・中核市に所在する障害者福祉サービス施設（訪問系事業所）も給付金の交付対象となっています。

問7 障害者福祉サービスの入所施設等と高齢者施設の両方を運営している場合、両方とも申請できますか。

答 高齢者福祉施設など障害者福祉サービスの入所施設等以外の施設については、事業が異なるので、それぞれ、所管する県の担当課または事務局までお問い合わせ願います。

問8 運営法人は県内に所在するが、県外に所在する障害福祉サービス施設についても給付対象となりますか。

答 千葉県内に所在する障害者福祉サービス施設（訪問系事業所）を給付の対象としていますので、県外に所在する障害福祉サービス施設（訪問系事業所）は対象となりません。

なお、運営法人が県外に所在している場合は、障害者福祉サービス施設（訪問系事業所）が県内に所在していれば給付の対象となります。

問9 3月1日時点では休止しておりましたが、4月に再開しております。給付の対象になりますか。

答 基準日（令和6年3月1日）において休止しているため、対象外となります。申請日時点で再開していたとしても対象となりません。

問 1 0 3月1日時点で休止している場合を対象外としているのはなぜですか。

答 制度上、いずれかの基準日を定めることが必要ですが、本事業では、事業の実施を決定したのが3月中であることから、基準日を3月1日としました。

問 1 1 事業所を開始していない状況や、休止している状況の判断方法はどのようにしていますか。

答 県で把握している障害者福祉サービス施設（訪問系事業所）の指定状況などを基に判断しています。

問 1 2 複数サービス種別があるのに、1つに絞られているのはなぜですか。また、基準は

答 訪問系施設について、1施設（住所）ごとに補助を行うこととしておりますので、その施設で複数サービスを行っていても1つのサービスとして判断しております。

ただし、ビル等で二部屋を分けて借りている（住所が分かれている）等の場合はそれぞれのサービスで申請を可とするため疑義が生じた場合にはお問い合わせください。

問 1 3 申請開始はいつからですか。

答 申請については令和6年4月24日（水）から受付します。

問 1 4 交付の申請は事業所・施設毎になりますか。

答 法人ごとに申請することとなりますので、複数事業所・施設を運営している法人については、まとめて申請してください。

問 1 5 住所が異なる場合

答 相談窓口（コールセンター）または特設ホームページ内の問合せフォームにて問合せください。

問 1 6 同一の障害福祉サービス等事業所番号で複数回申請できますか。

答 1施設当たり、申請は1回となります。

問 1 7 同一の施設が、本補助金と市町村が実施する物価高騰対策の補助金の両方を受けることはできますか。

答 同一の経費（燃料費）が対象となっている場合、複数事業を申請することはできませんが、1つの事業を選択する必要があります。

本給付金を申請いただく場合、他事業は返還または取り下げを行っていただく必要がありますのでご了承ください。

問 1 8 障害福祉サービス等事業者番号がわかりません。申請はどのようにすればよいですか。

答 相談窓口（コールセンター）または特設ホームページ内の問合せフォームにて問合せください。

問 1 9 ガソリン代を支払った証拠書類を提出する必要はありますか。

答 ガソリン代を支払った証拠書類を提出する必要はありません。また、本給付金の手続きにおいて、特に当該書類を保存しておく必要もありません。

問 2 0 実績報告書を提出する必要はありますか。

答 実績報告書を提出する必要はありません。

問 2 1 役員等名簿は、法人で持っている既存の名簿を提出していいですか。

答 役員等名簿は様式が決まっているので、特設ホームページで様式をダウンロードし、記入の上、ご提出願います。

問 2 2 施設名義の口座を振込先口座としてよろしいですか。

答 振込先口座は、法人名義の口座をお願いします。

問 2 3 給付金の受け取りを関連会社や個人、第三者等に委託し、その者を名義とする口座を振込先口座としていいですか。

答 本件給付金の振込先口座の名義は、申請者名である必要があります。関連会社や個人、第三者等を名義とする口座を振込先口座とすることはできません。

問 2 4 郵便で申請してよろしいですか。

答 郵送による申請も可能ですが、給付を円滑に行うため、できるだけ WEB 申請をご利用ください。

問 2 5 郵便で申請する場合は、書留郵便で提出する必要はありますか。

答 郵送で申請するに当たり、書留郵便は必須というわけではありませんが、配達記録等が残る郵便を利用される方が望ましいと思われま

問 2 6 電子メールや F A X で申請できますか。

答 できません。申請は、WEB 申請、又は郵送でお願いします。

問 2 7 申請後の流れは、どのようになりますか。

答 事務局で申請を受け付け後、審査を行います。内容に不備が無い場合は、交付決定通知を郵送後、給付金を指定の振込先口座に振り込みます。なお、添付書類の不足や記載漏れなど、申請に不備がある場合は補正をお願いする場合がありますのでご承知願

問 2 8 交付決定の方法、振込時期はいつ頃ですか。

答 申請受付後、申請内容の審査の結果、適正と認められた場合は交付決定を行い、交付決定額を運営法人に通知するとともに、指定口座に給付金をお振り込みします。

給付金の振り込みについては、申請件数の状況にもよりますが、申請から約 1 か月程度を見込んでいます。

問29 WEB申請した場合、申請書の控えはどのようにして残したらよいですか。

答 申請の受付メール、誓約書の原本及び役員等一覧については、概ね5年程度、保管をお願いします。

問30 申請した内容を修正したいのですが、どのようにしたらよいですか。

答 特設ホームページ内の問合せフォームに修正内容を入力し送信または相談窓口（コールセンター）へご連絡ください。

問31 WEBから申請書類をダウンロードする環境がなく、申請書用紙（様式）の郵送を希望する場合、対応方法はありますか。

答 事務局から、申請書類等を郵送します。